

# 小規模保育事業の 認可・確認変更について 第2ひだまりの保育園

R3. 4. 1変更

# 第2ひだまりの保育園の定員変更数

現行

0歳児	1歳児	2歳児	合計
3	3	4	10



	5増	4増	9増
--	----	----	----



令和3年4月1日以降

0歳児	1歳児	2歳児	合計
3	8	8	19

事由：施設移転に伴い、保育面積が拡大し、配置基準を満たす人員を確保したことにより定員を増加するもの

# 第2ひだまりの保育園 (和光市丸山台2-12-13)

事業者:株式会社アイサニー 代表取締役 柴田 範之

# 小規模保育事業所 A型

定員:19人 (0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人)

認可・確認基準	確認状況
<b>設 備</b>	
<p>1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる施設                      (1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること。                      (2) 乳児室又はほふく室の面積は幼児1人につき3.3㎡以上</p>	<p>1 (適合)                      (1) 有り                      (2) 0歳児 3.3㎡×3人=9.90㎡ &lt; 申請15.20㎡                      1歳児 3.3㎡×8人=26.40㎡ &lt; 申請30.36㎡</p>
<p>2 満2歳以上の幼児を入所させる施設                      (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(付近の代替場所を含む)、調理室、便所を設けること。                      (2) 保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上                      (3) 屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上</p>	<p>2 (適合)                      (1) 有り                      (2) 2歳児 1.98㎡×8人=15.84㎡ &lt; 18.25㎡                      (3) 3.3㎡×8人=26.40㎡ &lt; 代替場所3308.80㎡                      代替場所:緑の公園</p>
<b>職 員</b>	
<p>1 施設責任者を配置しているか</p>	<p>1 (適合)                      施設長(専任)1人</p>
<p>2 保育士、嘱託医、調理員必置                      ※調理業務委託又は搬入の場合は、調理員不要</p>	<p>2 (適合)                      保育士常勤6人、非常勤2人、                      嘱託医:和光小児科クリニック、嘱託歯科医:シーアイ池田歯科、                      調理員2人</p>
<p>3 保育士の数                      ・0歳児3人につき1人以上                      ・1、2歳児6人につき1人以上                      ※保育士の数は、上記区分に定める合計数に1を加えた数以上。</p>	<p>3 (適合)                      ・0歳児3人/3(3:1)=1.0人                      ・1、2歳児16人/6(6:1)=2.7人                      基準 1.0人+2.7人+1.0人=4.7人 &lt; 申請7.2人                      (うち常勤保育士6人常勤換算非常勤保育士1.2人)</p>
<b>食 事</b>	
<p>1 自園調理                      ※一定の場合は、搬入施設からの搬入可</p>	<p>1 (適合)                      調理室有・調理員1人以上 &lt; 1.6人                      (うち常勤調理員1人)</p>